

福島市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例の一部改正について

1 条例（一部改正）の背景

令和5年12月26日、「母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和5年内閣府令第86号）が公布され、母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）についてもその一部が改正されたことにより所要の改正を行った。

2 条例の主な見直し内容

認可外保育施設の保育サービス内容のインターネット上への情報公開の義務化

3 条例の施行日

令和6年4月1日

4 新旧対照表

改正後	改正前
（小学校就学前子どもの数が6人以上である施設） 第2条 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。 （1）～（5）（略） （6）健康管理及び安全確保 ア～ツ（略） テ 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用	（小学校就学前子どもの数が6人以上である施設） 第2条 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。 （1）～（5）（略） （6）健康管理及び安全確保 ア～ツ（略） テ 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用

改正後	改正前
しようとする者の見やすいところに掲示されているとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供されていること。</u> ト～二 （略）	しようとする者の見やすいところに掲示されていること。 ト～二 （略）